

「奥入瀬ビジョン」実現に向けた事業構想（案）
～ 持続可能なまると自然博物館を目指して ～

令和8年2月

奥入瀬十和田利活用協議会

「奥入瀬ビジョン」実現に向けた事業構想（案）
～ 持続可能なまるごと自然博物館を目指して ～

目次

はじめに	1
第1章 背景・目的	2
1.1 奥入瀬・十和田湖地域の現状・課題と目的	2
1.2 検討対象区域	6
1.3 検討対象事業	7
第2章 基本方針	8
2.1 環境保全方針	8
2.2 環境利活用方針	9
2.3 「まるごと自然博物館」の定義	10
2.4 アウトカム目標の設定	12
2.5 ターゲット層の設定	14
2.6 観光コンテンツの設定	15
2.7 地域連携・広域連携	15
第3章 環境保全	16
3.1 立入りによる攪乱の防止（鑑賞ルール）	16
3.2 環境（生物の多様性と景観）の保全活動	17
第4章 インタープリテーション	18
4.1 インタープリテーション（IP）について	18
4.2 IP計画の構成要素	20

第5章 空間活用	25
5.1 通行規制.....	25
5.2 動線.....	26
5.3 道路空間活用.....	26
5.4 駐車場.....	27
5.5 施設.....	30
5.6 通信環境.....	32
第6章 交通システム	33
6.1 基本方針.....	33
6.2 交通システムの構成.....	33
6.3 運行計画等.....	34
第7章 事業スキーム	35
7.1 各事業の運営方針.....	35
7.2 事業運営モデル.....	35
第8章 今後の進め方	37
8.1 KPI.....	38
8.2 社会実験による検証.....	38

はじめに

奥入瀬溪流および十和田湖は、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域内に属し、特別名勝および天然記念物に指定されており、その美しい自然環境は、世界に誇る財産となっている。また、この地域は国内有数の観光地として多くの観光客を惹きつける重要な観光資源となっている。この貴重な自然環境を有する奥入瀬・十和田湖地域を、次世代に誇れる形で残していくことは重要な課題と考えている。

奥入瀬溪流には、国道 102 号が溪流に沿うように整備されていることから、局所的な観光交通と生活交通の混雑による路上駐車や渋滞が発生している。また、排気ガスによる自然環境への影響や、歩道と道路が近接していることによる歩行者の安全確保や交通騒音など、利用環境の悪化についても懸念されている。この問題を解決するため、平成 15 年度からマイカー交通規制の社会実験が行われており、平成 25 年度には奥入瀬溪流の自然保護等を主目的とした「国道 103 号奥入瀬（青樺山）バイパス」が事業化され、現在その整備が進められている。

こうした状況を踏まえ、奥入瀬溪流利活用検討委員会では平成 30 年 6 月に、「国道 103 号奥入瀬（青樺山）バイパス」整備後の奥入瀬・十和田湖地域の目指す姿や、これを達成するための戦略をまとめた「奥入瀬ビジョン」を策定・提言し、各実施主体がこの地域における環境保全、観光振興、交通システム等の議論を進めてきた。バイパス整備後のあるべき姿である「奥入瀬ビジョン」の実現を新たなステージへ進めるため、令和 5 年 9 月に官民一体となった「奥入瀬十和田利活用協議会」を設立し、環境、観光、交通の各分野において連携した取組を進めている。

本協議会では、令和 5 年度から令和 7 年度上半期に開催された各部会での議論を基に事業構想（案）を策定して、令和 5 年 9 月の奥入瀬溪流利活用検討委員会から提言があった「人と自然の共存・共生」、「まるごと自然博物館」、「地域が潤う滞在型観光」の実現に向けた具体的な取組を推進する。

第1章 背景・目的

地域のあるべき姿である「奥入瀬ビジョン」の実現に向け、①人と自然の共存・共生、②まると自然博物館の実現、③地域が潤う滞在型観光の推進の3つの視点が網羅された事業構想（案）を策定する。

また、「奥入瀬ビジョン」策定後の社会情勢の変化（国の観光目標等や奥入瀬・十和田湖地域の現状と課題）、関係する上位計画や会議体等を踏まえた事業構想（案）を策定する。

1.1 奥入瀬・十和田湖地域の現状・課題と目的

事業構想（案）検討の背景として、国の観光目標等や奥入瀬・十和田湖地域の現状と課題を以下のとおり整理した。

(1) 日本の観光目標・ターゲット層および観光需要想定

国内交流については、日本人の地方部延べ宿泊者数は2025年までに3.2億人泊、国内旅行消費額は「早期に20兆円」、「2025年までに22兆円」を目標としており、「早期に20兆円」の目標は2023年時点で達成されている。

また、インバウンドについては消費額を「早期に5兆円」、消費額単価を「2025年までに20万円」、訪日外国人旅行者数を「2025年までに令和元年水準(3,188万人)超え」とした目標を既に達成した。一方、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数を「2025年までに2泊」とした目標は2024年度末時点で未達である¹。上記の目標の達成に向けて、欧州・米国・豪州市場や富裕層、訪日教育旅行者が国のターゲット層の1つに含まれている²。

今後の観光需要について、国内旅行の需要は落ち着き、訪日外国人の需要は引き続き増加すると見込まれる。自然地域への訪問は国内旅行、訪日外国人の両方に訴求力があり、訪日外国人の地方訪問意欲も、訪問者国籍で見ると全地域で約9割となっており、非常に高い^{3 4}。

¹ 観光庁「観光立国推進基本計画」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810001005.pdf>)

² 観光庁「明日の日本を支える観光ビジョンー世界から訪れたい日本へー」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810001134.pdf>)

³ JTB NEWS RELEASE「2024年(1月～12月)の旅行動向見通し」(https://www.jtbcorp.jp/jp/newsroom/2023/12/20_jtb_2024-annual-outlook.html)

⁴ DBJ「DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 2024年度版」(https://www.dbj.jp/topics/investigate/2024/html/20241011_205002.html)

(2) 奥入瀬・十和田湖地域の現状と課題

a) 来訪者数

【現状】十和田湖八幡平国立公園（十和田地区）の観光入込数は、2010年代以降微増傾向であり、2019年には250万人近くが来訪した。新型コロナウイルスの拡大に伴う観光需要の大幅な減少を受け、2021年は約100万人に減少したが、2023年には200万人近くに増加し、回復傾向である⁵。

繁忙期は行楽シーズン、紅葉期が重なる8月～10月となっており、2023年には最大で月36万人以上が訪れた。一方で、冬季（12月～3月）は閑散期となり、来訪者が最小で月6万人まで落ち込むなど、繁閑差が大きい。

【課題】繁忙期の混雑による交通や自然への影響といったオーバーツーリズムが懸念されるとともに、閑散期における事業性の悪化への対応が必要である。

b) 来訪者の属性

【現状】奥入瀬溪流の来訪者の特徴⁶は、60歳代以上の高齢者層、訪日外国人が比較的多いことである。また、例年実施している奥入瀬自然博物館期間限定開催（奥入瀬溪流交通規制）のアンケートでは、来訪者全体の約6割が宿泊を伴う来訪である。約5割が県内での宿泊を伴う来訪であり、約3割が奥入瀬・十和田湖地域の宿泊を伴う割合である。

【課題】高齢者や訪日外国人に配慮した受け入れ態勢の構築や、観光地としての持続的な発展のためにも、宿泊割合を増やし来訪者の観光消費額を上げていく必要がある。

c) 移動手段・歩行者の滞留状況

【現状】奥入瀬溪流はその地理的特性から、公共交通機関のみによる移動の利便性は高くない。平成26年の調査では約6割がマイカー・レンタカー、約2割が観光バスを利用している⁷。また、奥入瀬自然博物館期間限定開催（奥入瀬溪流交通規制）のアンケートでは、約9割がマイカー・レンタカーによる来訪である。

歩行者は、銚子大滝等の有名な眺望スポット付近に集中している。多くの来訪者は溪流全体を観光するのではなく、溪流区間内の一部のスポットで車・バスを停車し、短時間観光して別の場所に移動する「通過型」の観光形態である。

【課題】青樫山バイパス開通までの間のマイカー・レンタカー、観光バスの集中による道路混雑等の緩和と、「滞在型」への観光形態への転換が求められる。

⁵ 青森県観光国際戦略局：令和5年青森県観光入込客統計、p.20

⁶ 出所：奥入瀬溪流利活用検討部会：奥入瀬溪流における観光施策について（2014年1月）、第5回道路交通部会：資料2「イベント、社会実験、アンケートの結果」（2024年1月）

⁷ 出所：奥入瀬溪流利活用検討部会：奥入瀬溪流における観光施策について（2014年1月）

d) 災害への対応

【現状】奥入瀬・十和田湖地域においては、これまで主に大雨等による土砂災害、浸水害等による被害が発生している。平成 11 年に阿修羅の流れ上流付近で発生した大規模地すべり（平成の崩れ）や、令和 4 年 8 月 12 日からの大雨によって国道 103 号十和田市子ノ口地区で発生した土砂崩れに伴い、道路の全面通行止めが発生した⁸。

【課題】奥入瀬・十和田湖地域において当該道路は観光客の動線として重要な役割を果たしていることから、事業構想（案）を踏まえた個別計画の検討・実施の際には災害リスクを考慮する必要がある。

e) 地域づくりを担う、担い手・推進役・組織

【現状】奥入瀬・十和田湖地域では、少子高齢化や人口流出に伴って、特に次世代を担う若年層が減少しており、地域経済への影響が懸念されている。

【課題】今後の観光をはじめとした地域づくりや地域経済の発展のためには、担い手の確保が喫緊の課題となっている。また、地域経済を活性化しながら地域づくりを実践していくためには、推進役となる人財の確保や、地域住民と行政が一体となった推進組織の構築が不可欠である。

(3) 事業構想（案）の目的

令和 5 年 9 月に奥入瀬溪流利活用検討委員会から、「奥入瀬十和田利活用協議会」のミッションとして、以下の 3 つの視点が網羅された事業構想を策定し、実施段階へと移行していくことの提言を受けた。

については、これらの 3 つの視点の実現を目的として、本事業構想(案)を策定する。

- 人と自然の共存・共生

「奥入瀬ビジョン」で示す地域の目指す姿「人と自然の共存・共生」を実現するため、環境評価指標等を設定し、取組の進捗を管理していく必要がある。

- まるごと自然博物館の実現

SDGs の視点に基づき誰でも楽しめる奥入瀬・十和田湖地域を目指すことが重要である。奥入瀬の素晴らしい自然環境を保全し、その魅力を最大限体感してもらうため、モビリティサービスの導入などによる、料金徴収等の議論を含む持続可能な「まるごと自然博物館」を目指す必要がある。

⁸ 出所：岩木川流域治水協議会：資料 3-2 令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被害概要（速報）（青森県県土整備部）、p.22、<https://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/ryuikichisui/iwaki/5/032.pdf>

- 地域が潤う滞在型観光の推進

奥入瀬・十和田湖地域本来の魅力を、ゆっくり満喫してもらえるような、地域が潤うオールシーズン滞在型観光が必要である。

(4) 十和田八幡平国立公園に係る各種施策との連携等

事業構想（案）や個別計画の策定、実施に当たっては、十和田八幡平国立公園の「公園計画書」や「管理計画書」の遵守を基本とするとともに、十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定した「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2025」のほか、青森県や十和田市の基本計画/総合計画/観光戦略、特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画などの関連する計画・事業、および十和田湖 1000 年会議などの会議体とも連携・調整を図ることで、各取組の効果を最大限に高めていく。

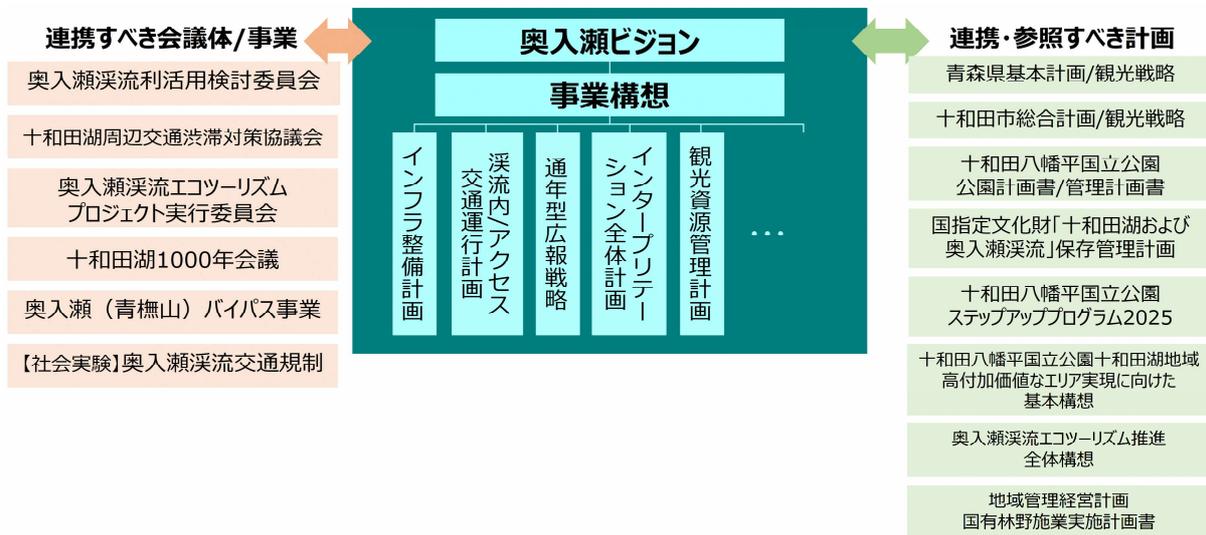


図 1-1 連携等すべき会議体/事業/計画

1.2 検討対象区域

検討対象区域は、「奥入瀬ビジョン」と同じ奥入瀬溪流・十和田湖とその周辺地域（鳶沼、第4章で示す広域連携先等を含む）とする。

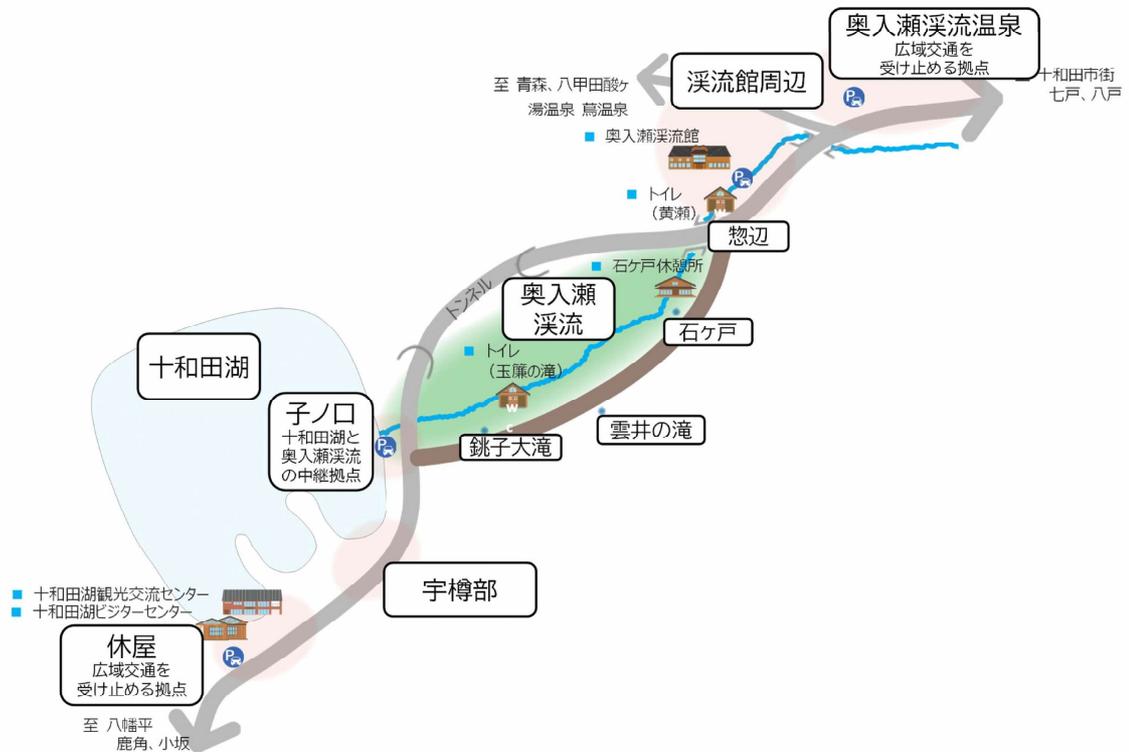


図 1-2 検討対象区域（奥入瀬溪流・十和田湖部分）

1.3 検討対象事業

検討対象とする主な事業について、奥入瀬溪流利活用検討委員会から提言された「人と自然の共存・共生」、「まるごと自然博物館」、「地域が潤う滞在型観光」の3つの視点を網羅する形で、モビリティ運行事業、ガイドツアー運行事業、道路施設管理事業、駐車場管理事業、環境保全施設管理事業等を想定する。

＜今後の検討課題＞

- ・第7章で示す事業スキームの検討と連携し、検討対象事業の精査

表 1-1 本事業構想（案）の章と検討対象事業・個別計画の関係表

「奥入瀬ビジョン」の3つの視点	章	項目	検討対象事業（案）	今後策定する個別計画（案）
✓人と自然の共存・共生 ✓まるごと自然博物館の実現	3章 環境保全	(1)立入りによる攪乱の防止（鑑賞ルール） (2)環境（生物の多様性と景観）の保全活動	環境保全施設管理事業 環境保全事業	観光資源管理計画
✓人と自然の共存・共生 ✓まるごと自然博物館の実現 ✓地域が潤う滞在型観光の推進	4章 インタープリテーション	(1)IPとは (2)IP計画の構成要素	ガイドツアー事業 ガイド育成事業 IP作成事業	インタープリテーション計画 通年型広報戦略
✓まるごと自然博物館の実現 ✓地域が潤う滞在型観光の推進	5章 空間活用	(1)通行規制 (2)動線 (3)道路空間活用 (4)駐車場 (5)施設 (6)通信環境	道路施設管理事業 道路空間活用事業 駐車場管理事業 休憩施設・遊歩道管理事業 通信設備管理事業	インフラ整備計画
✓まるごと自然博物館の実現 ✓地域が潤う滞在型観光の推進	6章 交通システム	(1)基本方針 (2)交通システムの構成 (3)運行計画等	モビリティ運行事業	溪流内/アクセス交通運行計画 インフラ整備計画

第2章 基本方針

第1章の背景・目的を踏まえ、「奥入瀬ビジョン」を具体化していく基本方針として、奥入瀬の観光資源である自然環境の保全方針と利活用方針を定める。環境保全方針では、「保全活動」と喫緊の課題である「立入りによる攪乱の防止」の2つの視点からネイチャーポジティブを目指す。環境利活用方針では、「自然体験活動の場の適切な維持・管理」と「自然体験活動における安全対策」、および「自然環境の価値や保全の重要性を理解し、実践するための環境教育の推進」の3つの視点から、奥入瀬の自然を利用していく。

2.1 環境保全方針

環境の保全に関する方針を「1) 環境（生物の多様性と景観）の保全活動」「2) 立入りによる攪乱の防止」の2つの視点から、以下のとおり整理した。これらの方針に基づいた環境保全活動を通じ、奥入瀬・十和田湖地域の環境の現状維持だけでなく、古来有してきた豊かな生態系の再興（ネイチャーポジティブ）を目指す。

(1) 環境（生物の多様性と景観）の保全活動

生物の多様性と景観の保全のために、モニタリング調査の継続・拡充や、調査結果を環境保全・観光利活用につなげる環境情報の共有・活用の仕組み等が必要である。

また、クマの出没やシカによる食害、溪流内の土砂堆積といった課題への対応策についても、関係機関との協議を継続する必要がある。

<今後の検討課題>

- 関係機関とその責任の明確化

(2) 立入りによる攪乱の防止

特に喫緊の課題である「立入りによる攪乱の防止」に向けて、立入ルールの明確化や来訪者へのルールの周知・啓発活動の強化とともに、監視等の活動強化・体制づくりや、立入禁止区域等の明確化・立入規制ロープ等の整備の一方で、観光客が奥入瀬の自然を楽しめるよう、環境に配慮した溪流に近づくことができる空間の確保にも配慮する。

2.2 環境利活用方針

環境の利活用に関する方針を、「1) 自然体験活動の場の適切な維持・管理」と「2) 自然体験活動における安全対策」および「3) 自然環境の価値や保全の重要性を理解し、実践するための環境教育の推進」の3つの視点から、以下のとおり整理した。

なお、本方針でいう環境利活用の具体化は第4章において展開する。第4章では、体験・観察（教育・啓発）、アクセシビリティ、コミュニティ、地域・広域連携等を実装するにあたり、インタープリテーション（IP）を横断ツールとして用いる。IPは利活用の一部を代替する概念ではなく、利活用の質を高める実践フレームである。

(1) 自然体験活動の場の適切な維持・管理

渓流内の人気スポットに来訪者が集中することの緩和に向けて、コンテンツ開発や空間活用により来訪者の分散化を図るとともに、渓流区間（惣辺～子ノ口間）への車両通行規制の導入や、適切な駐車場利用の促進により、渓流への環境負荷軽減を図る。

また、誰もが奥入瀬・十和田湖地域において安全・安心して過ごせるように、環境への影響に配慮したトイレ・休憩所の整備や、看板の維持管理・更新、展望地の清掃の拡充を目指す。

なお、道路構造物や遊歩道等を更新する場合は、希少種の有無等について配慮するとともに、可能な限り環境調査を実施する。

その他、来訪者への情報提供や安全確保のための通信環境の整備を実施する。

(2) 自然体験活動における安全対策

来訪者の安全確保に向けて、外国人観光客等も含めた注意喚起等、周知・啓発活動を強化するとともに、ガイド等関係者間での事故防止策の明確化・事故発生時の対応力強化を図る。また、施設等の点検拡充を通じた危険情報の把握・共有を推進する。

(3) 自然環境の価値や保全の重要性を理解し、実践するための環境教育の推進

環境教育の推進に向けて、インタープリテーション計画の策定・実施を図るとともに、インタープリテーション計画を踏まえ、ガイドの育成や認証等のシステムを構築することで、インタープリテーションの担い手としてのガイド等の地位やレベル向上を目指す。

<今後の検討課題>

- 奥入瀬渓流エコツアーリズム推進全体構想と連携し、エコツアーガイドの登録制度や公認制度を検討

2.3 「まるごと自然博物館」の定義

「まるごと自然博物館」の定義や、「まるごと自然博物館」として必要な機能やコンテンツ等を以下のとおり整理した。

(1) 定義

「まるごと自然博物館」は、奥入瀬の豊かな自然環境の価値を共有し、誰もが奥入瀬の魅力を体感しながら、自然の中でのひと時をゆっくりと楽しめる回廊であるとともに、奥入瀬の新たな価値の発掘や、環境保全の重要性も伝えることで、自然や人、文化、社会の在り方についても学べる回廊である。また、その保全と持続可能な利用を地域全体で目指す活動である。「まるごと自然博物館」の実現により、来訪者へやさしいナビゲーションが可能となる。

(2) 必要な機能

①調査・研究、②体験・観察（教育・啓発）、③保全・管理、④アクセシビリティ、⑤コミュニティの5つの機能を有することを目指す。各機能の実装にあたっては、第4章に示すIP計画を横断フレームとして適用する。

機能	目的	具体例
①調査・研究	奥入瀬の自然環境・文化資産の現状や価値の継続的な評価、保全や利活用への活用	環境モニタリング、観光資源調査 など
②体験・観察 (教育・啓発)	奥入瀬の自然環境の魅力を快適に体感できる環境の提供（自然環境の価値の理解促進）	遊歩道や休憩施設等の整備、ガイドブック等作成、ウェブサイトによる情報提供、エコツアーなど
③保全・管理	奥入瀬の自然環境の保全および持続可能な利活用の実現	環境保全活動、環境に配慮した施設管理・利活用 など
④アクセシビリティ	誰もが奥入瀬に安全にアクセスできる環境の提供	モビリティサービスの導入やバリアフリーの推進、情報提供の多言語化、安全管理など
⑤コミュニティ	地域住民による奥入瀬の価値と魅力の有効活用 地域全体でまるごと自然博物館を支える体制の構築	地域内外の小中学生を対象としたイベント、ボランティア活動、市街地・地域外・学術機関との連携 など



図 2-1 まるごと自然博物館に必要な機能

(3) コンテンツ

「まるごと自然博物館」のコンテンツ（展示物・その他）として、以下の自然や景観、文化等の資産の活用を目指す。

表 2-1 まるごと自然博物館のコンテンツ（案）

	区分	細区分
展示物	植生	森林植生、遊歩道の欄干等の植生（施設更新時に撤去した欄干等も含む）
	植物等	野草類、コケ類、シダ類、地衣類、菌類・その他（キノコ、冬虫夏草、変形菌（粘菌））
	動物	哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類、その他（陸生貝類、甲殻類等）
	地形・地質	地質・岩塊、地形、滝
	自然景観	奥入瀬ならではの自然景観、溪流景観、水質
	文化	十和田信仰（古道等）、子ノ口水門、特定環境保全公共下水道等
サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・モビリティサービス ・カヌー等、自然を生かした体験コンテンツ
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・多くの利用者が歩きやすい緩やかな勾配の自然遊歩道 ・特別保護地区・国指定特別名勝および天然記念物を通る国道（道路から渓流水際へのアクセスの良さ） ・林業・林道・生態系全体・種の区分ごとの相互関係 ・様々な主体による環境保全や利活用に係る活動 等

⁹奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会「奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想」（R5.1）、NPO法人奥入瀬自然観光資源研究会「平成26年度道調整第3号奥入瀬溪流エコツーリズム強化基礎調査業務委託報告書」等を基に整理。

表 2-2 アウトカム目標（案）

アウトカム目標の指標		指標水準の設定方針						
来訪者内訳		<ul style="list-style-type: none"> ・県外（海外）来訪者割合を 70%以上に拡大 ・県内の宿泊者割合を 60%以上に拡大 						
一人当たり観光消費額		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊者</td> <td>20,000 円以上</td> <td>40,000 円以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・R5 青森県観光入込客統計における観光消費額は、県内宿泊客が 19,146 円、県外宿泊客が 38,842 円となっている。現時点では R5 以上の額を暫定的に設定。 		県内	県外	宿泊者	20,000 円以上	40,000 円以上
	県内	県外						
宿泊者	20,000 円以上	40,000 円以上						
来訪者数	季節による 繁閑差の 平準化	①月別来訪者数 <ul style="list-style-type: none"> ・閑散期（12～3月）：15,000 人（繁閑差緩和の観点から、現在よりも拡大する方針として指標水準を設定） ・その他の時期（4～11月）：現状と同水準を維持 						
	時間による 繁閑差の 平準化	②時間別来訪者数 <ul style="list-style-type: none"> ・1 時間当たり来訪者数：オーバーツーリズムの防止を企図し、混雑を感じない水準として、1 時間当たり最大 300～500 人程度に制御 						
	空間による 繁閑差の 平準化	③歩行者通行者数の比 <ul style="list-style-type: none"> ・混雑区間と閑散区間の日別来訪者数の比を 2.0 未満に平準化 						
来訪者満足度 (満足した来訪者の割合)		<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者全体の概ね 95%以上 						
再来訪意向率		<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者全体の概ね 95%以上 						
鑑賞ルール認知率		<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者全体の概ね 80%以上 						

<今後の検討課題（アウトカム目標の設定）>

- ・ 設定したアウトカム目標（来訪者数・来訪者内訳・一人当たり観光消費額・来訪者満足度・再来訪意向率）の指標水準の精査
- ・ 繁閑差の平準化の検討にあたっては、モビリティサービス等の 1 回あたり乗車人数などを考慮にいたった検討
- ・ その他の指標について、アウトカム指標と位置づけるか、位置づける場合は想定する水準についての検討

2.5 ターゲット層の設定

現状の来訪者の傾向を踏まえ、今後の施策において重視すべきターゲット層を設定する。

まず、現在のボリュームゾーンである県内客および近隣県からの来訪者については、「地域住民に親しまれる奥入瀬溪流」としての位置づけを維持しつつ、奥入瀬の自然の価値をより深く理解し、楽しみ学ぶ層への転換を図る。

そのうえで、一人当たり観光消費額の増大や長期滞在を促進する観点から、今後は滞在期間が長くなる遠方県（関東圏・関西圏など）や海外からの来訪者層への訴求も強化し、多様な観光ニーズに対応したターゲット設定を進める必要がある。

		滞在期間		
		日帰り	宿泊（短期）	宿泊（長期）
誘致圏	県内	現在のボリュームゾーン ① 県内客 →地域住民に親しまれる奥入瀬溪流としての位置づけを維持		加えて、代替交通や溪流アクセス交通の整備により、徒歩での移動が困難な人でも溪流全体を満喫できる環境を整えることで、これらの人をターゲット層から排除しない。
	近隣県	② 誘致圏の拡大、長期滞在化（少なくとも2泊以上） →観光消費額が大きく、滞在期間が長くなる傾向にある遠方県（関東圏・関西圏等）からの誘致を強化 →宿泊施設や観光コンテンツの充実化、高質化などによる受け皿の確保が必要		
	遠方県	一人当たり観光消費額の高い、遠方客、長期滞在客にターゲット層を拡大	③ 訪日観光客への訴求 →観光消費額の大きい訪日観光客（アジア圏・欧米圏等）にも積極的に訴求 →上記受け皿の確保に加え、多言語対応や周辺地域との連携による観光地としての規模拡大が重要	
	海外			

図 2-3 「誘致圏」、「滞在期間」の2軸で整理したターゲット層

なお、本ターゲット層は、持続可能な観光の実現のため、「まるごと自然博物館」の定義に基づき「誘致圏」と「滞在期間」の二軸から整理したターゲット層であり、既存のボリューム層や景観だけを楽しみたい層などを排除するものではない。

本ターゲット層を基本とし、実施コンテンツの目的などの必要に応じて、多様な観点からターゲットを設定することは差し支えない。

<今後の検討課題>

- 設定したターゲット層について、訪問・滞在プランの具体的な標準モデル作成を検討

2.6 観光コンテンツの設定

アウトカム・ターゲット層設定の前提とした、奥入瀬・十和田湖地域が目指すべき方向性を踏まえ、強化すべき観光コンテンツの方向性を設定するために整理した。

【目指すべき方向性】（再掲）

- 繁閑差の緩和によりオーバーツーリズムによる課題の顕在化を避ける
- 遠方来訪者、長期滞在者の誘致により滞在型観光を目指す
- 物見遊山から立ち止まる教育的観光へ転換し、体験価値の向上を図ることで観光消費額を増大させる

【強化すべき観光コンテンツの方向性】

- 1) 季節による多様なコンテンツの提供
冬季観光振興による来訪者平準化に資する観光コンテンツ
- 2) 時間帯による多様なコンテンツの提供
早朝、夜間の観光振興による来訪者平準化に資する観光コンテンツ
- 3) 滞在型コンテンツの提供
滞在型コンテンツの充実化による宿泊者割合増加に資する観光コンテンツ
- 4) 上質なコンテンツの提供
高い付加価値の提供により観光消費額の増大に資する観光コンテンツ

2.7 地域連携・広域連携

地域連携とは、観光地内で多様な主体が連携して観光を推進する取組とし、広域連携とは、複数観光地共同で観光を推進する取組とする。

観光資源・人的資源を活用した地域活性化による、観光地の持続可能性の向上、観光産業振興と環境保全の両立を目的として、地域連携、広域連携を実施する。（取組や連携先については第4章で整理）

第3章 環境保全

本章は、第2章「2.1 環境保全方針」の具体的に示す章である。「環境（生物の多様性と景観）の保全活動」と「立入りによる攪乱の防止」の2つの取組を通じてネイチャーポジティブを目指す。

3.1 立入りによる攪乱の防止（鑑賞ルール）

(1) ルールの周知・啓発活動の強化

遊歩道以外は立入禁止であるなどの基本的なルールを、まると自然博物館の鑑賞ルールとして定め、マナーカードの配布等を通じて、来訪者のみならず、児童・生徒や住民、観光事業者等も含めて幅広く周知する。

また、外国人観光客に対するルールの周知・徹底のために、「まると自然博物館」の鑑賞ルールの多言語化や各種パンフレットへの掲載等を実施する。

このほか、来訪者へのレクチャー実施や冬季の立入ルールの明確化、ルールの順守徹底に向けた巡回等の体制構築を進める。

(2) 立入禁止区域等の明確化等（利活用を考慮した遊歩道の検討）

特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬渓流」保存管理計画や奥入瀬渓流エコツアーリズム推進全体構想等関係する計画や法律等に基づき、立入禁止区域等の周知を行う。必要に応じて、関係機関と協議のうえ、立入抑制ロープ等の整備、環境に配慮した渓流に近づくことができる遊歩道の検討等を進める。

<今後の検討課題>

- ルールの周知・啓発活動の強化に向けた具体策の検討
 - 実施主体、周知方法・媒体、対象言語、周知対象の明確化
 - 罰則規定導入の可能性の検討
 - 景観へ配慮した看板のデザイン検討
 - 来訪者へのレクチャー方法の検討
 - 冬季における立入ルール案の検討
 - 外来種を持ち込ませないルール・体制づくりに向けた関係機関との協議・検討
 - 監視等の実施主体の明確化、具体の監視活動計画の検討
- 立入禁止区域等の明確化、立入抑制ロープ等の整備、環境に配慮した渓流に近づける空間の確保に向けた具体策の検討
 - モニタリング調査等を踏まえた、遊歩道の検討
 - 立入抑制ロープ等の必要箇所の整理

-
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 立入抑制ロープや溪流アクセススポット等の整備・管理主体の明確化➤ 釣り客の立入りによる攪乱防止に向けた、現状の課題確認、禁止区域設定に向けた漁協との協議 |
|---|

3.2 環境（生物の多様性と景観）の保全活動

(1) モニタリング調査を基にした環境保全活動の推進

特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画や奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想等関係する法律や計画等に基づき、以下のモニタリング調査等を推進する。

ア モニタリング調査の継続・拡充

奥入瀬・十和田湖地域の環境の経年変化や環境保全活動の効果計測のため、これまで実施してきた各種のモニタリング調査を継続するとともに、調査対象の追加や新たなモニタリング手法の導入等を検討する。

イ 調査結果の集約・整理、データベース化

モニタリング調査結果を、奥入瀬・十和田湖地域の環境保全や環境利活用に関する具体の取組への反映・活用を促進するため、調査結果の集約・整理やデータベース化を行う。

データベース化に当たっては観光 DX 等を活用する。

ウ 環境保全・環境利活用への活用

モニタリング調査結果を基に、植生図の作成や立入抑制の効果把握、植生変化等の地球温暖化影響の可視化および既に裸地化したエリアの植生回復等、環境保全活動への活用のほか、観光 DX 等を活用した調査結果のガイド間での共有や地域の魅力の発掘・外部への発信等、環境利活用に係る取組においても活用を目指す。

<今後の検討課題>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• モニタリング調査の具体化に向けた、実施方針・実施主体の明確化、実施計画の策定 |
|--|

第4章 インタープリテーション

本章は、奥入瀬・十和田湖地域における『自然の利活用』（教育・体験・連携・広報等）を実装する章である。インタープリテーション（IP）は、利活用を支える横断的なコミュニケーション・実践フレームであり、IPを『定義・計画・実装』というセクションに整理して本章内で具体化する。

併せて、インタープリテーション計画の背景・目的、構成要素、関係者、来訪者に望まれる体験、来訪者の想定、地域・広域連携、広報のあり方について整理した。

4.1 インタープリテーション（IP）について

インタープリテーション（IP）は第2章で示した『まると自然博物館に必要な機能（①～⑤）』を横断的に支援し、来訪者体験の質、保全遵守、教育効果、地域関与を高める実践の共通フレームである。

(1) 定義

インタープリテーション（以下、IP）とは、「自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるストーリーを来訪者と共有し、来訪者と国立公園との間に特別なつながりを形づくるもの」¹⁰とされている。IPは本来、場に依存しない普遍的・理念的な教育手法であり、対象者と向き合う際の考え方・態度の指針であるが、奥入瀬・十和田湖では、この一般定義を地域資源の文脈に当てはめて運用する。

奥入瀬・十和田湖地域におけるIPとは、奥入瀬・十和田湖地域の「自然・暮らし文化などの資源をつなぎ、奥入瀬・十和田湖地域の風景・景観の成り立ちや価値を伝えるコミュニケーションであり、来訪者と奥入瀬・十和田湖地域との間に特別なつながりをつくるもの」と定義する。

これに対してIP計画は、公園の目的や重要性、テーマを来訪者に最も効率的かつ効果的に伝えるために、IPに関わるさまざまなニーズを総合的に分析し、IP活動・施設・プログラムについての基本方針を定める計画である。この計画を実行することで、来訪者が公園の資源と意味のあるつながりを持てるようになり、IPや教育プログラムの運営目的を達成しやすくなる。

その実践においては、エコツアーガイドや奥入瀬・十和田湖地域での体験プログラムをはじめ、来訪者とのさりげない会話や些細な案内の中、またはWebサイトや展示、印刷物等の広報、料理やお土産、インフラ整備のデザインのような、様々な場面や方法で、各地域の多様性や固有性・独自性を尊重しつつ、一貫した統一的なコンセプトのもと奥入瀬・十和田湖地域の魅力や価値を伝えることが重要である。

¹⁰ 川瀬 翼（環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室）「国立公園のブランド力回復の鍵をにぎるインタープリテーション全体計画」（「国立公園」，No.817，3頁，一般財団法人 自然公園財団，令和5年10月1日発行）

(2) 背景・目的

奥入瀬ビジョンの実現に向けては、これまで主に「エコツーリズム¹¹⁾」を概念として「奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想¹²⁾」の策定を進めてきた。同構想におけるエコツーリズムの基本方針は次の3点である。

- ① 自然環境の保全～天然の自然博物館「奥入瀬」を将来にわたって保全するためのエコツーリズム～
- ② 観光・地域の振興～奥入瀬ならではの自然を活用した観光・地域振興。人と人との出会いを生み出すエコツーリズム～
- ③ 人と自然のふれあいの推進～「人と自然の新しい関係」を創り出すエコツーリズム～

これらの方針に基づき、自然環境・利用環境・エコツアーの質に関するルールを整え、「まると自然博物館」という考え方で地域の自然を守りながら活用してきた。さらに、自然環境や利用環境の現状を正しく把握し適切に保全するため、地元ガイドをはじめ関係者や関係機関が自然環境のモニタリングを継続している。

一方で、「奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想」の推進エリアは国道102号線を含む奥入瀬流域(将来的な対象域の拡大も視野に入れている)に限定されているのに対し、「事業構想」では奥入瀬ビジョンの対象地域と同様に奥入瀬溪流・十和田湖地域へ、さらに連携エリアも含めて大きく拡大した。これにより、同構想のみを拠り所にするだけでは、複雑化・多様化する課題に十分に対応することが困難になることが予想される。そこで、部会での議論を踏まえ、IP (Interpretation/Interpretive Planning) および IP 計画を新たな作業概念としてその機能を明確化し、エコツーリズムの上位概念として位置づけたうえで、本事業(奥入瀬ビジョンの実現)へ適用することが必要であるとの結論に至った。

以上を踏まえ、奥入瀬ビジョンの実現に向けて、IP の概念に沿った具体的なプログラム、すなわちロードマップとなる IP 計画を策定する。IP 計画によって、奥入瀬・十和田湖地域の自然環境、風景、文化財などが持つ固有の価値やストーリーを共通認識として定義し、エコツアーガイドのみならず関係者全員がその共通認識のもとで来訪者と価値や体験を共有することで、来訪者と奥入瀬・十和田湖地域との間に特別なつながりを創出する。

¹¹⁾ エコツーリズムの定義ほか

定義：環境に配慮した旅行の推進又は旅行者が生態系や地方文化に対し著しい悪影響を及ぼすことなく自然及び文化地域を訪れ、理解し、鑑賞し、愉しむことができるような施設及び環境教育を提供すること(第1回東アジア国立公園保護地域ワークショップ1993)

エコツーリズムの要件：対象地域は自然地域であって、保護地域 and/or 生物学的、生態学的、文化的に特別な興味対象を持つ場所であり、旅行形態は環境に対して影響が小さいか、少なくともその活動がよくコントロールされたものであること、訪問者に対しては対象地域の自然及び文化的特徴に対する教育的、自然解説(インタプリテーション)的アプローチを含むこと。参加者は訪問地の自然と自然のプロセスあるいは文化について学び認識を深め、この体験を通じて広く環境保全について認識を深めることが求められる等。

¹²⁾ 奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想

奥入瀬溪流とその周辺地域の貴重な自然環境を保全・活用しつつ観光振興、地域振興、環境教育を推進することで十和田市が目指す将来像を実現していくための構想

併せて、IP の取組を進めることで地域の価値や魅力を可視化・発信し、シビックプライド（地域への誇り）や地域愛着の醸成を図る。

4.2 IP 計画の構成要素

IP 計画は、ハイキング・ガイドツアー・情報提供・安全・人材・広域連携・広報を束ねる横断計画であり、第 2 章で示す『まるごと自然博物館に必要な機能』の実装計画として位置づける。

(1) IP 計画の構成要素案

初めに前述の「4.1 インタープリテーション (IP) について」の内容を示した上で、関係者の役割や IP の対象となる資源や体験、期待するターゲットを記載する。加えて、安全確保や人材育成、広報活動、IP 活動の評価および改善方法についても記載する。

表 4-1 IP 計画の構成要素と記載概要(案)

構成要素	計画内での記載項目や概要
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 計画の位置づけ ・ 対象エリア
奥入瀬溪流が目指す姿とその必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥入瀬ビジョン、本事業構想（案） ・ 奥入瀬溪流における課題 ・ 「まるごと自然博物館」 ・ IP 計画と奥入瀬ビジョンとの関係性を整理
IP の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奥入瀬まるごと自然博物館」を踏まえた IP の目的
IP 関係者の役割と責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 関係者 ・ IP 関係者に提供を期待する事柄
IP の対象となる資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源を中心とし、関係する文化資源も含む
お客様と共有したい、奥入瀬ならではの価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記したい資源
来訪者に望まれる体験（観光コンテンツ・広域連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観賞を中心とした体験
来訪者の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の来訪者の特徴 ・ 今後期待する来訪者の特徴
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 関係者および来訪者にとって危険な事象・行為
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人材 ・ 具体のプログラム(ガイド、子供への教育等)
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報のターゲットや媒体・取組
地域・広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先、連携内容
IP 活動の評価および改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの更新や手法
参考・Q&A	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 関係者・来訪者で最低限共有すべき事項

<今後の検討課題>

IP 計画策定に向けた、各構成要素の具体内容の検討（検討の担当の明確化）

(2) IP の関係者

IP 計画の活用を想定する関係者を以下のとおり設定する。

- 奥入瀬十和田利活用協議会・幹事会・部会の関係者すべて
- 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会の関係者すべて
- 直接来訪者と接する方
- 飲食店・売店・宿泊事業者
- ガイド・アクティビティ事業者・インタープリター（人と自然の通訳者）
- 地元住民
- 旅行事業者、交通事業者
- 行政（観光部局、環境部局、交通部局、道路部局等）・当地域で事業を営む方
- 行政や当地域で事業を営む方から事業を請け負い、業務を実施する方

(3) 来訪者に望まれる体験（観光コンテンツ・広域連携）、来訪者の想定

第 2 章に記載の「想定するターゲット層」や「観光コンテンツ」、「地域・広域連携」等については、IP 計画へ反映する。

- 想定するターゲット層

価値観（奥入瀬の自然価値を理解してもらえる層、奥入瀬から学ぶという価値観を持つ層）を軸に、誘致圏や滞在期間等の特徴も考慮し、来訪者の想定に反映する。

- 観光コンテンツ

コンテンツは実施可能性・合意の明確なものから段階導入し、成功事例を積み上げる。詳細分類の再検討は今後の改訂で反映する。

ハイキングやガイドツアーに加え、温泉や食事等も含む幅広い整理のうち、特に自然鑑賞を中心としたコンテンツを対象に、IP の対象となる資源として検討する。

なお、「観光目的・対象」と「強化すべき観光コンテンツの方向性」の 2 軸で観光コンテンツを整理すると表 4-2 のとおりとなる。バイパス開通後はこれらの観光コンテンツの組み合わせによる価値の向上や長期滞在化により、アウトカムの実現を目指すことが重要である。加えて、ブランド形成や長期・広域滞在の促進、地域連携の活性化を目的として、MICE の誘致や地域一体的な催しの実施も有効と考える。

表 4-2 奥入瀬・十和田湖周辺で想定される観光コンテンツの整理

コンテンツ分類		①季節による多様な コンテンツの提供	②時間帯による多様な コンテンツの提供	③滞在型コンテンツの 提供	④上質なコンテンツの 提供
自然との ふれあい	地形（溪流・ 山岳・湖沼）	ハイキング・トレイル・ ガイドツアー	季節ごとのディープなトレイルルート開発・動植物観察		コアエリア（外輪山・古道など）での散策・登山
			ご来光・夕日・夜空観察		
			日の出時間発グリスロ（プレミアム化）		
		サイクリング	早朝・ナイトツアー・ミニハイク		
			湖畔での月見		
			朝・夜特有の音を楽しむ		
	水上スポーツ（カヌー等）	夜の遊覧船ツアー（宿泊者限定）			
		カヌー			
		十和田湖ポート大会			
	キャンプ	スノーシューで無制限に歩き回る（冬）			
		冬のキャンプ（宇樽部・生出）			
		雪遊び・かまくらづくり・スキー			
	ウィンタースポーツ（スキー等）	雪かき体験			
		環境教育ツアー（全国の小・中学校が来たくなるツアー）			
		夜間の光るキノコ鑑賞			
癒やし	植物	昆虫モニタリング（夜、ホタルなど）			温泉手形の導入（十和田湖温泉、薦温泉、焼山）
		ナイトサファリ			サウナ
		バードウォッチング（朝・2～3月）			地酒・地元の料理を味わうコース
	動物	アニマルトラッキング・動植物モニタリング			断食ツアー
		外来種駆除体験・清掃ボランティアハイク（無料）			食べ歩きのマラソン
		水に入っている水生生物観察			
文化との ふれあい	歴史	ブッシュクラフト（ローインバクトキャンプ）			奥入瀬の楽しみ方・歴史（成り立ち）レクチャーのコンテンツ化
		湯治・修験			十和田神社の修復・神社巡り
		地域の職を体験できるコンテンツ			
その他の 体験	その他	奥入瀬・十和田湖にまつわる歌のイベント			ミュージアムシアター（見てから奥入に入る）
		絵を描く・アートな視点からの解説・展示・ワークショップ			絵を描く・アートな視点からの解説・展示・ワークショップ
		写真教室・写真集・絵本の作成			七戸十和田駅からのツアー（馬車・自転車）
結婚式	〇〇市（購買促進）	ポケモンGO、ドラクエウィーク AR・VRを使ったゲーム 特別感（遊覧船に乗らないとゲットできない等）			結婚式
		グリスロ・電動キックボードを使ったガイドツアー： 景観観光＋ネイチャー観光			宝探し・謎解き
		宝探し・謎解き			気球

<今後の検討課題>

- 幅広く整理した観光コンテンツを踏まえた、特に強化すべき観光コンテンツの優先順位付け
- その他、観光コンテンツの実現に向けて必要な各種具体施策の検討

(4) 地域・広域連携

地域・広域連携先を、IP活動に取組む関係者として改めて整理の上、IP関係者の役割と責任に反映する。

学術・環境教育連携は優先着手案件として、大学等との接触を開始する（例：弘前大、八戸工大、岩手県立大、筑波大等）。具体の連携内容はIP計画と整合させる。

また、観光資源・人的資源を活用した地域活性化による観光地の持続可能性の向上、観光産業振興と環境保全の両立を目的として、奥入瀬・十和田湖地域において想定される地域連携・広域連携の取組（例）と広域連携先（例）を表4-3、表4-4のとおり整理した。なお、地域連携・広域連携の具体施策については、関連するステークホルダーとの協議や、観光コンテンツ等を含む事業構想（案）の精緻化を踏まえた検討が必要である。

表 4-3 奥入瀬溪流・十和田湖周辺で想定される地域連携の取組(例)

連携先	①コンテンツ開発・実施	②交通	③プロモーション	④その他
周辺美術館・博物館・地元アーティスト	ギャップを生かしたコンテンツ開発（ネイチャー&アート）	—	—	—
周辺飲食施設	コンテンツ開発に関する連携（温泉ガストロノミー等）	—	—	—
周辺宿泊施設	コンテンツ開発に関する連携（温泉ガストロノミー）	早朝・夜間コンテンツに対応した送迎等	宿泊することのメリット（シャトルバス・エコツアー等での優遇）	—
周辺物販施設	商品の共同開発	—	道の駅での土産販売等によるプロモーション	—
学術機関・環境教育施設	環境教育・ガイド育成のためのコンテンツ開発	—	—	—
周辺交通拠点	新幹線駅からの道のりのコンテンツ化	二次交通での連携	—	—
交通事業者・旅行事業者	ツアー等の共同開発	二次交通での連携	県外への青森の良さを伝える（県外来訪者の誘致）	—

表 4-4 奥入瀬溪流・十和田湖周辺で想定される広域連携の取組(例)

連携先	①コンテンツ開発・実施	②交通	③プロモーション	④その他
周辺の温泉地	—	—	温泉手形の導入等による周遊・広域滞在の促進 設定したエリア内に宿泊すればシャトルバス・エコツアーの利用で優遇される等	—
国立公園周辺エリア・周辺ジオパーク・その他周辺地域	コンテンツ開発に関する連携	交通手段・二次交通の整備	広域滞在を促進するための共同プロモーション	環境教育に関する知見の共有 人材交流等
近隣 DMO	コンテンツ開発に関する連携	—	共同プロモーション	人材交流等 持続可能な観光振興の実現に関する知見の共有

<今後の検討課題>

- 幅広く整理した取組を踏まえた、特に推進すべき取組の取捨選択や優先順位付け
- 整理した取組の実現に向けて必要な各種施策の検討

(5) 広報活動

IP 計画に記載のほか、「まるごと自然博物館」の実現に向け、バイパス開通前も含む戦略的な広報計画について、個別計画として策定する。また、奥入瀬のブランディングを目的としたロゴや名称について検討を進める。

IP の用語・趣旨を関係者が継続使用できるよう、ガイドライン、Q&A、用語集を整備し、研修や説明資料に共通定義を明記。市民・事業者向けオリエンテーションを年次実施する。

<今後の検討課題>

- 戦略的広報計画の検討
- ロゴや名称の検討

第5章 空間活用

本章では、バイパス開通後の「溪流区間（惣辺～子ノ口間）の通行規制」として「通年・終日」で、「許可車両等を除く全車両を規制する」こと、「動線として下流→上流への移動を基本とする」こと、「道路空間活用では歩行者の安全を確保した通行空間としての活用、休憩や鑑賞拠点といった活用」を想定した空間の整備の視点で整理した。

また、駐車場、施設、通信環境整備について、今後の検討方針を整理した。

5.1 通行規制

令和元年度から令和2年度にかけて開催された、奥入瀬溪流交通システム検討ワークショップで示されたコンセプト「歩く奥入瀬」および「まるごと自然博物館」のコンセプトである「学びの回廊」を踏まえ、通行規制の基本方針案として、規制区間を奥入瀬溪流区間（惣辺～子ノ口の約10km区間）とし、通年・終日で、許可車両等を除く全車両の通行を規制する。「国道103号奥入瀬（青樺山）バイパス」開通後通行規制の実現に向けて、社会実験等を踏まえながら、段階的に規制日数や規制時間・規制車両を拡大する方針とする。

規制対象外である許可車両においても、「まるごと自然博物館」の利用者の安全を最優先とすること、また「ゆっくり楽しむ」というコンセプトから、規制区間内はゆっくり走行することを基本とする。

同様に、自転車は規制対象外とするが、「まるごと自然博物館」の利用者の安全を最優先とする利用ルールを定める。

引き続き、以下の基本方針案を基に、通行規制の詳細の検討と関係者との協議を進める。

表 5-1 「国道103号奥入瀬（青樺山）バイパス」開通後の通行規制※基本方針（案）

検討項目	方針案
規制区間	奥入瀬溪流区間：惣辺～子ノ口（約10km）
規制対象	全車両 ただし、許可車両（関係車両・溪流内代替交通車両）、緊急車両（パトカー・救急車等）、自転車は除く
規制時間	通年／終日
規制方法	惣辺と子ノ口にゲートを設置
許可車両の規制区間内の走行	「まるごと自然博物館」の実現に配慮し、規制区間内は全車両ゆっくりと走行することを基本とする

※道路交通法第四条の規定に基づき、規制する予定

<今後の検討課題>

- 通行規制（規制期間、ゲート形式等）の具体内容
- 規制対象外車両の溪流区間内の走行ルール（惣辺～子ノ口は低速走行を基本）
- 自転車の利用ルール・走行レーン等、通行規制の詳細検討
- 「国道 103 号奥入瀬（青樺山）バイパス」開通後の通行規制を見据えた、社会実験の詳細検討

5.2 動線

車両通行規制区間の道路空間活用、施設・駐車場の整備方針の前提として、奥入瀬溪流周辺への来訪者の移動動線を、「奥入瀬溪流周辺における活動範囲」、「奥入瀬溪流内の観光形態」、「奥入瀬溪流まで（から）のアクセス方面」の3つの観点を踏まえて想定する。

溪流内では、「まるごと自然博物館」の回廊（遊歩道）の歩行者は下流→上流への移動を基本とする。ただし、溪流内交通で上流→下流方向で移動したいニーズにも考慮するなど、動線の具体内容やルール化について、引き続き検討する。

<今後の検討課題>

- 遊歩道と道路の各動線（繁忙期に限定した歩行空間一方通行化等）
 - 冬期の移動動線
- （以上の方針を踏まえ、交通システムの導入車両や運行経路、運行頻度についても今後要精査）

5.3 道路空間活用

車両通行規制区間（惣辺～子ノ口）の道路空間活用について、「5.1 通行規制」で想定した規制対象以外の通行者と車両を踏まえ、歩行者の安全を確保した通行空間としての活用、休憩や鑑賞拠点といった活用を想定した空間の整備の視点を考慮に入れて具体案を検討し、今後関係機関と協議する。

また、道路空間の活用などにより、自然遊歩道では散策が難しい車いす利用者等への対応を図る。

(1) 通行空間としての活用

「5.1 通行規制」で想定した規制対象以外の通行者と車両を踏まえ、以下の具体的なイメージを基に、道路幅員ごとの道路空間活用案を検討する。広幅員区間での各通行者の通行空間を仕切ることによる錯さうの防止を図り、狭幅員区間での車両・自転車の通行空間を統合する。また、必要に応じて、特定の拠点における、看板等による案内機能や溪流内交通等の乗降所および駐輪スペース等を整備する（「5.5 施設」参照）。

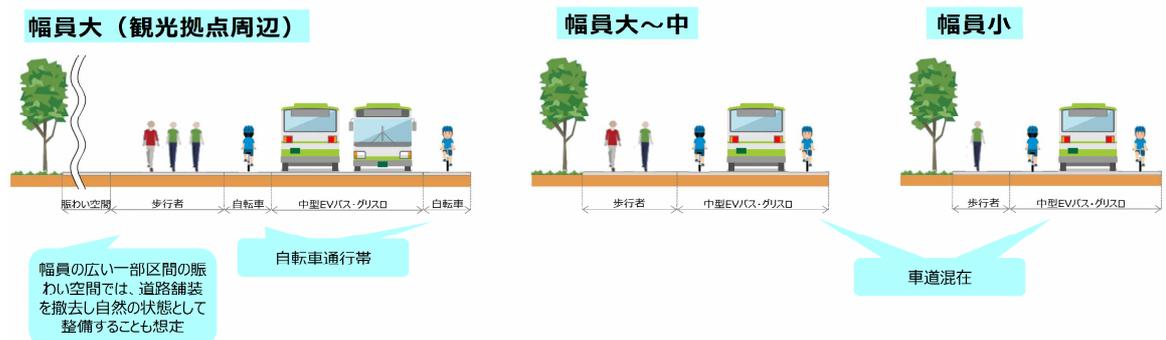


図 5-1 道路空間活用の具体的イメージ (案)

※図は、溪流が図中左側になる区間を想定。溪流が反対側になる区間は左右を逆転させることを想定。

(2) 通行以外の目的での活用

来訪者の分散や体験価値の向上を目的として、特定の広幅員区間において、通行以外の目的（休憩箇所、車両すれ違い箇所（溪流内交通・グリーンスローモビリティ）、物販・飲食拠点、アクティビティ拠点、鑑賞拠点等）での活用を想定した空間の整備について検討する。

<今後の検討課題>

- 道路空間活用による歩行空間確保
- 特に遊歩道と国道の兼用区間については、国道に歩行空間を明示することを検討

5.4 駐車場

奥入瀬溪流周辺の各駐車場の利活用、整備の方向性について検討する。

(1) 駐車場利活用の検討

「国道 103 号奥入瀬（青楓山）バイパス」開通後の駐車需要の想定を踏まえ、奥入瀬溪流周辺駐車場の利活用について検討する。

表 5-2 「国道 103 号奥入瀬（青楓山）バイパス」整備後の通行規制導入後を見据えた、駐車場の利活用方針(案)

駐車場	駐車容量 (台)		方針案
奥入瀬 溪流温泉	普通車	375 ^{※1} (+ 臨時駐車場 106)	過去の社会実験で駐車容量が超過したことを踏まえ、駐車場需要を精査し、必要台数を検討する
	バス	0	
休屋	普通車	640	現状のまま
子ノ口		-	駐車を想定しない
惣辺		-	新たな整備は必要ない

※1 第 1 駐車場 275 台・第 2 駐車場 100 台

(2) 駐車場に付帯する機能の検討

新交通システム（溪流アクセス交通・溪流内交通）の導入に伴う乗り継ぎ、車両保管・管理機能や、「まるごと自然博物館」のエントランスエリアとしての情報提供機能、拠点機能等の駐車場に付帯する機能について検討する。

また、既存の奥入瀬溪流館・湧水館・奥入瀬溪流温泉スキー場センターハウス等については、利活用にあたって必要性を含め検討する。

表 5-3 既存駐車場に付帯する機能の方針(案)

駐車場	既存機能	検討が必要な機能	駐車場に付帯する機能の方針（案）
奥入瀬溪流温泉 駐車場	なし	①・②・③・④	<ul style="list-style-type: none"> 本駐車場への来訪者が増加することを想定。 スペースの確保も比較的容易と考えられるため、想定される機能を一通り整備することが有効。
奥入瀬溪流館・ 湧水館駐車場	③（奥入瀬溪流館・ 奥入瀬湧水館） ④（奥入瀬溪流館・ 奥入瀬湧水館）	①・②	<ul style="list-style-type: none"> 溪流内交通・溪流アクセス交通の運行モデルを踏まえると、①・②としての機能も不可欠（新たな施設整備は想定しない）。
子ノ口駐車場	④（周辺飲食店・売 店等）	①・②・③	<ul style="list-style-type: none"> 車両通行規制区間の始点・終点に位置することから、溪流内交通の導入車両の管理等の機能が必要。 一方で、土砂災害特別警戒区域に指定されていることを踏まえ、エリアの位置づけや新施設、「まるごと自然博物館」展示エリアの入口としての機能の整備については検討が必要。
休屋駐車場	③（十和田湖観光交 流センター・十和田ビ ジターセンター等） ④（周辺飲食店等）	①・②	<ul style="list-style-type: none"> ①・③・④については、既存の他施設との役割分担について検討が必要。

(①溪流アクセス交通との乗り継ぎ、②溪流アクセス交通・溪流内交通の導入車両の保管・管理、
③情報提供機能、④飲食・物販・休憩・アクティビティ拠点)

(3) 駐車場の運営方針

各駐車場の運営方針について、以下の方針案を基に今後検討する。

- 開場期間・時間
 - 通年・終日での開場を想定するが、近隣住民への影響を考慮し今後精査が必要
- 料金設定・支払方法
 - すべての駐車場の料金徴収について検討
 - 支払方法はキャッシュレス化も考慮
 - 通年・終日で開場する場合、ゲート設置等による無人での運営を想定
 - 来訪に係る料金徴収と一体的な駐車場料金の徴収について今後検討
- 来訪者の滞留のコントロールに資する施策(来訪者の平準化や特定箇所への集中防止の観点で、駐車場として以下の施策を実施することが有効と想定)
 - 駐車料金の柔軟な価格設定（ダイナミックプライシング¹³）の導入
 - 複数駐車場で利用できる1日駐車券の販売による有料化により、複数駐車場の利用を促進することで長期(広域)滞在を実現
 - その他駐車場利用者に対する、閑散エリアの店舗のクーポン配布や閑散エリアのスポットへのチェックインによる特典の付与で、来訪者の空間的な分散を一定程度実現できる可能性

<今後の検討課題>

- アウトカム目標の検討を踏まえた駐車場需要、付帯する機能、運営方針について精査
- 観光バス駐車需要の精査：全面通行規制時の駐車場・アクセス交通利用意向の確認等
- 乗用車駐車需要の精査：エコフェス時の規制(日中時間帯)から、通年・終日での規制導入時の駐車場利用意向の確認等
- 溪流アクセス交通車両・溪流内交通車両のための駐車施設・駐車容量の精査
- 運営方針：来訪者の平準化を企図した料金体系や特典付与、料金徴収との一体徴収等について、施策の具体内容の検討
- 料金水準については事業スキームと併せて今後検討が必要

¹³ ダイナミックプライシング：商品やサービスの価格を需要と供給の状況に合わせて変動させる価格戦略

5.5 施設

奥入瀬溪流温泉～休屋の各箇所に必要な機能を整理の上、施設・設備の整備方針を設定する。

各場所の施設・整備の方針や詳細について、以下に示す方針案を基に今後検討する。なお、施設整備については、自然公園法による国立公園の行為規制や、管理計画書に記載の保護・利用に関する方針、および文化財保護法等による制約条件を踏まえた具体的な整備計画の精査が必要である。

なお、トイレについては、歩道附带施設として公的に整備できる可能性がある。環境への配慮を前提に優先的な整備を検討するとともに、維持管理費の負担の考え方や徴収・回収のオペレーションについては、第7章で一体的に検討する。

表 5-4 奥入瀬溪流温泉～休屋の場所ごとの利活用方針・施設計画の方針(案)

場所	利活用方針・施設計画の方針案
①奥入瀬溪流温泉駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流アクセス交通との乗り継ぎ・入口としてのエントランス機能 ・ 休憩・交流スペース ・ 情報提供（情報案内板、パンフレットの設置）
②奥入瀬溪流館・奥入瀬湧水館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新交通システムの車両保管拠点
③惣辺交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両通行規制に係るゲート設置 ・ 新交通システムの転回スペース・乗降スペース（溪流内交通の始点・終点とする場合、溪流アクセス交通から溪流内交通、グリーンスローモビリティへ乗り継ぐ場合） ・ 案内・アクティビティ拠点（集合場所・掲示・看板設置） ・ トイレ
④石ヶ戸休憩所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞拠点・案内拠点としての機能強化（道路空間の活用を想定） ・ 新交通システムの車両保管拠点（道路空間の活用を想定） ・ 休憩拠点としての機能強化（道路空間の活用を想定）
⑤馬門岩・馬門橋付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞拠点・案内拠点（フォトスポット・看板掲示） ・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑥九十九島・阿修羅の流れ・平成の流れ付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞拠点・案内拠点（ウッドデッキ（木道）の整備） ・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑦千筋の滝・学校跡地付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ ・ 駐輪場（道路標示） ・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑧雲井の滝付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞拠点・案内拠点（ウッドデッキ（木道）の整備） ・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑨岩菅の滝付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩拠点（ベンチ等）

場所	利活用方針・施設計画の方針案
⑩雲井の流れ付近	・ 駐輪場（道路標示）
⑪養老沢林道付近	・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑫玉簾の滝付近	・ <u>トイレ</u> ・ <u>休憩拠点（ベンチ等）</u> ・ <u>飲食・物販拠点（必要性について要検討）</u> ・ 鑑賞・案内拠点
⑬白絹の滝・白糸の滝・不老の滝・双白髪の滝付近	・ 鑑賞・案内拠点（鑑賞スポットの明示・看板設置） ・ 新交通システムのすれ違い拠点（道路空間の活用を想定）
⑭銚子大滝付近	・ 鑑賞・案内拠点 ・ 休憩拠点（ベンチ等） ・ <u>飲食・物販拠点（道路空間の活用を想定）</u> ・ 新交通システムのすれ違い拠点・車両保管拠点（道路空間の活用を想定） ・ 駐輪場（道路標示） ・ <u>トイレ</u>
⑮子ノ口	・ 車両通行規制に係るゲート設置 ・ 溪流アクセス交通・溪流内交通との乗り継ぎ・車両保管・転回拠点 ・ 案内・アクティビティ拠点（集合場所・掲示・看板設置）
⑯宇樽部	・ 溪流アクセス交通のバス停
⑰休屋	・ 溪流アクセス交通への乗り継ぎ拠点・車両保管拠点（休屋駐車場内）

※太字下線：自然公園法による国立公園の行為規制や、管理計画書、文化財保護法、道路法等の制約条件を踏まえて、引き続き精査が必要な施設整備

<今後の検討課題>

- ・ 飲食・物販拠点の新設整備是非：銚子大滝付近
- ・ 施設整備については、自然公園法による国立公園の行為規制や、管理計画書に記載の保護・利用に関する方針、文化財保護法等による制約条件を踏まえた具体的な整備計画と実現可能性について精査が必要

5.6 通信環境

奥入瀬渓流周辺においては、国立公園の特別保護地区であることや地形的条件等により携帯電話の不感地域が多く存在し、緊急時の連絡・安全確保、管理・運営における情報共有等に支障を来すおそれがある。

そのため、奥入瀬渓流内の通信環境を改善する。緊急時連絡のほか、モビリティサービスの自動運転化、観光 DX を踏まえた来訪者への情報提供等への活用に向けて、景観・環境に配慮した奥入瀬渓流内(焼山～子ノ口)の通信環境の整備について検討し、今後関係機関と協議する。

現在、光ケーブルの未敷設の道路延長が 13km となっている。今後、採用する通信方式によっては光ケーブルの敷設自体が不要となる可能性もあるため、検討事項とする。

引き続き、具体の通信方式や整備方法、活用シーン等の詳細について検討する。

<今後の検討課題>

- 今後の技術動向等も踏まえた、採用する通信方式
- バス停等との一体整備の可能性についての検討
- 渓流内の混雑情報提供の可能性等、利用シーンの詳細

第6章 交通システム

本章では、供給固定を基本とし「アクセス交通」「渓流内交通」「ツアーとして高付加価値化した交通」の3つを導入することとした。また、具体的な運行計画について個別計画で定めることとした。

6.1 基本方針

輸送力（供給力）の設定に当たっては、持続可能な交通システムを目指し、来訪者需要とのバランスを考慮する必要がある。その上で、「まるごと自然博物館」の実現や地域が潤う滞在型観光の推進というコンセプトを踏まえ、環境保全と「学びの回廊」の形成に資する交通の在り方として、需要に応じて運行を増減させるのではなく、あらかじめ供給力を固定して過度な交通量を抑制する「供給固定」の考え方を基本とし、適切な輸送力の水準を検討する。

また、事前予約制や柔軟な価格設定（ダイナミックプライシング）等の導入による、需要の繁閑差への対応策についても検討を進める。

<今後の検討課題>

- 適切な輸送力の水準
- 事前予約制による総量管理や、時期・時間帯に応じた柔軟な価格設定（ダイナミックプライシング）、早朝ツアー等の実施による需要平準化
- 閑散期対策(広域連携：他地域での車両活用等)・冬期運用（減便等）
- 十和田市地域公共交通活性化協議会、十和田市地域公共交通計画との連携・協議

6.2 交通システムの構成

奥入瀬における交通システムは、「奥入瀬渓流温泉駐車場や休屋駐車場等から渓流へのアクセス交通」と、「規制区間の渓流内交通」、そして「ツアーとして高付加価値化した交通」の3つとする。

アクセス交通と渓流内交通に導入する具体的な車種は、環境に配慮し電気バスを基本とする。「まるごと自然博物館」を考慮し、車両の走行空間を狭くできる小型バスが理想であるが、輸送力を考慮すると、中型～大型バスが有望である。

ツアーとして高付加価値化した交通では、グリーンスローモビリティを用いた高付加価値・高単価なコンテンツ（ガイド付きツアー等）を実施する方針とし、関係機関との協議、検討を進める。

なお、具体的な車種の検討にあたっては、事業性のほか、動線、ユニバーサルデザイン、見流し観光等の観光のタイプ、団体ツアー客への対応、自動運転社会実験の実証結果等も考慮に入れ、検討する。

また、奥入瀬におけるEVバス等の活用を通じた、地球温暖化の抑制等への貢献に向けて、EVバスの運行等、交通システムのためのエネルギーの地産地消の推進について検討する。

<今後の検討課題>

- 軌道を含めた具体的な車種/方式や溪流内での各種交通システムの共存に向けた方策
- 交通システムのためのエネルギーの地産地消の推進

6.3 運行計画等

アクセス交通と、溪流内交通の運用方針に関して、一体運用（奥入瀬溪流温泉～休屋間のアクセス交通が溪流内も経由することで、溪流内交通も兼ねる運用）と、分離運用（溪流アクセス交通と溪流内交通をそれぞれ独立して運用）について、乗継場所での滞留・混雑の可能性や、溪流アクセスと溪流内での移動需要ギャップへの対応等、それぞれのメリット・デメリットを考慮して、引き続き関係機関と協議、検討を進める。

溪流内（惣辺～子ノ口）の交通システムの走行は、対面通行を基本とする。

また、具体的な運行パターン/ルートや頻度等については、来訪者動線の検討や時期・時間帯等による調整も考慮に入れて、引き続き検討を進める。

さらに、料金の一体徴収等の可能性や、ネーミングライツ等の利用者負担以外の収益源確保についても検討を進める。

具体的な運行計画等を定める「アクセス交通/溪流内交通運行計画」を個別計画として策定する。

<今後の検討課題>

- 具体的な運行パターン/ルート、溪流出入り口での乗り継ぎ、運行頻度（時期や時間帯等による調整も考慮）、対面通行（離合箇所の設定等）、運行拠点/車両留置施設等の詳細を定めた「アクセス交通/溪流内交通運行計画」を検討
- インバウンド/多言語への配慮（情報提供、運行パターンの分かりやすさ等）
- 料金徴収と合わせた一体徴収(料金徴収等の議論も考慮) や定額制および地元割の導入の可能性
- ネーミングライツや企業寄付金等の、利用者負担以外の収益源確保
- 二次交通（新幹線駅や空港等から奥入瀬・十和田湖地域までのアクセス）のあり方

第7章 事業スキーム

本章では、前章までの事業構想（案）および「まるごと自然博物館」の実現に向け、地域が潤う滞在型観光を目指す観点から、料金徴収による運営財源（維持管理費用）の確保を基本方針とした。あわせて今後は、資金や事業協力を呼び込み、地域が潤う事業スキームの具体化・見える化を進めるとともに、その実施主体や運営形態等について検討していく。

7.1 各事業の運営方針

表 7-1 に示す事業について、統一的なコンセプトによる一体的な運営（個別事業実施主体の連携による運営も含む）を検討するとともに、料金徴収による運営財源（維持管理費用）の確保を基本方針として想定する。なお、料金徴収は交通利用者だけでなく、ガイドツアー等のソフト事業を含む来訪者全員からの徴収を想定し、具体的な徴収方法等は個別事業の詳細化後に議論する。

表 7-1 事業構想(案)を構成する事業区分(案、今後詳細化予定)

事業区分	事業細目	実施内容
①モビリティ運行事業	-	溪流アクセス／溪流内交通システムの管理・運営
②ガイドツアー運行事業	-	グリーンスローモビリティを活用したガイド付きツアー等の管理・運営
③道路管理事業	道路施設管理事業	道路構造物等の維持管理
	道路空間利活用事業	溪流内(惣辺～子ノ口)道路空間で提供する新規コンテンツの企画・運営・管理（道路空間の占用許可を含む）
④駐車場管理事業	-	駐車場の管理・運営
⑤その他施設管理事業	環境保全施設管理事業	溪流区間内の環境保全施設の管理・運営
	環境保全事業	環境モニタリング、溪流内パトロール、ルールの周知
	休憩施設・遊歩道管理事業	溪流区間内の休憩施設の管理・運営
	通信設備管理事業	溪流区間内の通信設備の管理・運営

7.2 事業運営モデル

上記の基本方針に基づき、奥入瀬溪流における事業スキーム（事業の範囲、実施手法、実施財源等）の具体的内容を、表 7-2 の論点を踏まえて検討する。溪流区間の質の向上と持続的な運営体制の構築を主目的とし、個別事業の詳細検討結果も踏まえる。

各事業体の連携・協力を基本とし、創意工夫を尊重する。資金力・人員規模の差により成果が一方向的に集中しないよう、配分・権利・ガバナンス等のルールを今後の検討課題とする。

表 7-2 事業スキームの具体内容検討に向けた論点(案)

項目		継続検討対象の論点
事業運営形態		・ 事業全体のマネジメント機能を持つ主体の権限と構成
各事業の 運営方法	事業範囲	・ 既存のガイドツアーも含むコンテンツの事業上の取扱い ・ (コンテンツ関連を含めるべきか)
		・ 環境保全事業の範囲と事業上の取扱い ・ (文化財保護や、学術的観点からの対応も含めるべきか)
		・ 遊覧船との連携や事業上の取扱い
事業運営 モデル	運営モデルの範囲	・ 統一的なコンセプトによる運営を実現するための運営モデルの在り方 (一体的な運営モデル/個別の施設管理者の連携による一体的に見える運営)
	主体毎の役割	・ 関係主体の役割分担
	運営財源	・ 料金徴収の強制力の程度
		・ 料金徴収の対象原価の範囲 (料金徴収として一体的に徴収する事業/個別徴収とする事業範囲) ・ ベース部分の料金徴収に利用する個別サービス料金を上乗せで徴収や、溪流内交通料金等の料金徴収との一体徴収等のあり方について、引き続き検討。
	料金設定	・ 基本的な料金体系の在り方 (料金徴収および個別サービスの料金、柔軟な価格設定 (ダイナミックプライシング))
・ 割引制度の対象と考え方 (地元割や年間パス等、来訪者属性に応じた割引制度)		

<今後の検討課題>

- ・ 事業運営形態の検討
- ・ 各事業の運営方法 (検討対象とすべき事業範囲の具体化)
- ・ 運営モデルの範囲 (統一的なコンセプトによる運営を実現するための運営モデルあり方)
- ・ 関係主体の役割分担
- ・ 運営財源 (料金徴収) や料金設定 (料金水準や割引制度等) の詳細化、実装プロセスの明確化
- ・ 各事業、運営モデル、財源徴収等の実施主体の検討

第8章 今後の進め方

本事業構想（案）の策定を受け、今後はフェーズ 2（各論の議論・社会実験による事業構想（案）の段階的改善）に移行する。

本章では、前章までの事業構想（案）を実現していくにあたり、KPI の設定に基づく事業管理・効果計測や、マネジメントチーム設置による事業管理、実現に向けた検討スケジュール案、社会実験による検証の観点から、今後の進め方に関する方針を整理した。

事業構想（案）の策定後、表 8-1 に示す検討主体（案）により、各種社会実験を通じて内容を高めた事業構想を取りまとめる。あわせて、各施策の事業採算性、設置場所、規制等を具体的に考慮した個別計画を策定する。これらの事業管理にあたってはマネジメントチームを設置し、内容を精査する。実施の必要性・合意が明確な施策から順次着手し、社会実験を通じて段階的に拡大する。全項目の同時実装は求めない。

表 8-1 検討主体（案）

章	主な事業	主な検討主体
第 3 章 環境保全	環境保全施設管理事業	十和田市（教育委員会）・環境省・観光政策課・民間事業者
	環境保全事業	
第 4 章 IP	ガイドツアー事業・ガイド育成事業・IP 作成事業	十和田市（商工観光課）・DMO・環境省・民間事業者
第 5 章 空間活用	道路施設管理事業	道路課
	道路空間活用事業	道路課・民間事業者
	駐車場管理事業（子ノ口駐車場を含む）	環境省・自然公園財団・十和田市（商工観光課）・DMO
	休憩施設・遊歩道管理事業（トイレを含む）	観光政策課・十和田市（商工観光課）・道路課
	通信設備管理事業	道路課
第 6 章 交通システム	モビリティ運行事業	十和田市（都市整備建築課）・民間事業者・道路課

8.1 KPI

「奥入瀬ビジョン」の達成状況の可視化や PDCA サイクルに基づく事業改善のためにも、個別計画の目標を適切に設定し、その達成状況を評価する KPI が必要である。

本事業構想（案）で示した各分野の取組方針を踏まえ、今後 KPI の具体内容について検討する。

<今後の検討課題>

- KPI の具体内容や計測手法、KPI に基づく事業管理手法の検討
- マネジメントチームの設置

8.2 社会実験による検証

これまでの部会での議論を踏まえた各分野の個別計画の方向性案について、その妥当性の検証と、実証結果を踏まえた方向性を見直しを図る。より具体的な個別計画の詳細検討のため、社会実験による試行等を通じて、段階的な施策内容の拡大を図る。

事業構想（案）策定後は、表 8-1 に示す各検討主体にて、個別計画の実現に向けたプロセスや、検討項目および社会実験の必要性や実施内容等について検討する。

<今後の検討課題>

- 社会実験の実施内容（目的、期間・場所、実施主体、実施・評価手法等）の詳細検討
- 社会実験結果を踏まえた、事業計画案の見直し・精緻化